



第14回 四万十町ソフトテニス大会

令和元年12月8日、四万十町窪川運動場テニスコートで第14回四万十町ソフトテニス大会が開催されました。大会当日は寒くなりましたが、風もなく選手にとっては絶好のコンディションでの大会日となりました。



▲一般の部優勝



▲中学生男子の部優勝



▲中学生女子の部優勝

一般の部が5ペア（10人）、中学生男子の部が6ペア（12人）、中学生女子の部が3ペア（6人）が参加、各部門に分かれ熱戦が繰り広げられました。

ソフトテニス特有のカーブボールやトリッキーなサーブが決まった時には皆さん笑顔がこぼれ、見ていても楽しい大会となりました。

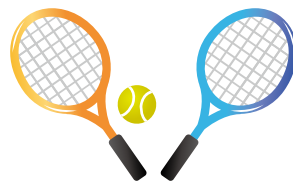
初心者でもやりやすいソフトテニス、ただ今部員を募集中との事なので、ぜひ興味のある方はくぼかわスポーツクラブまでお問い合わせください。

大会に参加された選手の皆さん、保護者、応援の皆さま、お疲れさまでした！

また次回のご参加をお願いします。

試合結果

	優 勝
一般の部	山本貴昭・八木浩一ペア（窪川クラブ）
中学生男子の部	前田凌成・浜田航ペア（窪川中学校）
中学生女子の部	多賀暖乃香・池田愛琉ペア（窪川中学校）



全国スポーツ功労者賞

令和元年11月14日に三重県津市産業スポーツセンターサオリーナで行われた第60回全国スポーツ推進委員研究協議会にて谷口和史さんがスポーツ推進委員功労者表彰を受賞されました。

谷口さんは、平成2年4月から旧大正町体育指導委員を歴任され、合併後も四万十町スポーツ推進（旧体育指導）委員として、長年にわたり、社会体育・生涯スポーツの振興に尽力されており、中でもソフトボールの指導者としてスポーツの推進に努めています。

また、大正・十和スポーツクラブ会長・四万十川桜マラソン大会委員長として四万十町のスポーツ振興に多大な貢献をいただいております。



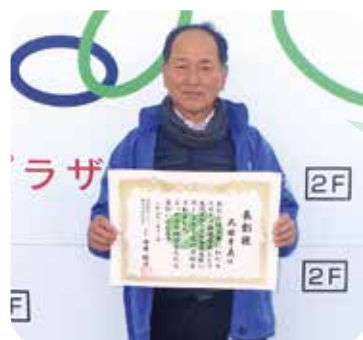
谷口 和史さん

このたび、スポーツ推進委員功労者表彰を受賞いたしました谷口和史と申します。大正町そして四万十町と微力ながら二助の貢献でしたが評価を受けましたので、今後ともスポーツの推進に寄与したい所存ですので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

四国地区スポーツ表彰

1月18日に徳島県アスティとくしまにて、武田秀義さんが四国地区スポーツ推進委員協議会会長表彰を受賞されました。

武田さんは、平成18年5月から旧窪川町体育指導委員を歴任され、合併後も四万十町スポーツ推進（旧体育指導）委員として、長年にわたり、社会体育・生涯スポーツの振興に尽力されており、中でも四万十川桜マラソン大会においては大会発足時から第9回大会までの間、四万十川桜マラソン大会委員長も歴任されています。



武田 秀義さん

今回の受賞を大変光栄に思います。これを機に、四万十町の生涯スポーツに対し微力ながらお手伝いができればと思います。

税務署の確定申告会場は、令和2年2月17日(月)開設！

所在地等	須崎市青木町1番4号 須崎税務署 1階事務室 ☎0889-42-2355(代表)
開設期間	令和2年2月17日(月)～3月16日(月)(土、日曜日、祝日を除く) ※上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けております。
受付時間	午前8時30分～午後4時 ※相談開始は、午前9時からとなります。 ※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。
混雑状況のお知らせ	○期間中、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。 ※ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。なお、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます！ ○税務署の駐車スペースが満車の場合には、駐車までにお待ちいただく場合があります。

ご自宅から、e-Taxで申告を！

■マイナンバーカード方式

①マイナンバーカードと②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、パソコンやスマートフォンからe-Taxで申告ができます！

■ID・パスワード方式

①ID(利用者識別番号)と②パスワード(暗証番号)があれば、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方でも、パソコンやスマートフォンでe-Tax申告ができます！
※1 ID・パスワードの発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
※2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※3 マイナンバーカードおよびICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。



「スマホ専用画面」でさらに使いやすく

○令和2年1月から、スマートフォンで申告する場合に表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が大幅に拡大されます。
○給与所得のある方で、医療費控除や寄付金控除の申告をされる方はもちろん、年金所得などの雑所得や一時所得のある方も利用できるようになります。

消費税の軽減税率制度が実施されました！[決算書類からは消費税の確定申告書の作成ができません！]

○令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。
○売上げや仕入れに軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」を行う必要があります。
○課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページに掲載している「課税取引金額計算表」などの様式を用いて整理しておくとう便利です。

※消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」（旧税率8%・軽減税率8%・標準税率10%を区分して記帳）した帳簿の保存が必要です。

意見公募の実施について

次の3つの計画について意見公募（パブリックコメント）を実施します。

【四万十町過疎地域自立促進計画】

本町では、財政上の特別措置を活用するため、「四万十町過疎地域自立促進計画」を策定していますが、計画の一部を変更する必要があるため、変更案について意見公募を実施いたします。

■募集期間

「四万十町過疎地域自立促進計画」
1月31日～2月21日（金）

【第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

四万十町総合振興計画の人口減少克服と地方創生に係る戦略プランとして、「第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」を作成しましたので、意見公募を実施いたします。

【四万十町まちづくり計画】

「東日本大震災にともなう合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律」が改正され、四万十町まちづくり計画の計画期間の延長と、それにともなう財政計画の変更を行うこととし、その変更素案をまとめたので、意見公募を実施いたします。

■募集期間

「第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」
「四万十町まちづくり計画」
2月10日～3月4日（水）

■閲覧場所／本庁西庁舎1階閲覧所、大正・十和地域振興局1階閲覧所、興津出張所

※四万十町のホームページからも閲覧することができます。
ホームページアドレス <https://www.town.shimanto.lg.jp/pub-com/>

■提出方法

①意見箱へ投函
閲覧場所に備え付けの記入用紙に記入して投函してください。

②郵送

〒786-8501 四万十町琴平町16-17 四万十町役場 企画課 まちづくり推進室 宛

※送料はご負担願います。

③FAX 22-3123

④Eメール 103020@town.shimanto.lg.jp

⑤四万十町ホームページの専用フォームからも投稿できます。

■注意事項

○提出方法②～④は、特に様式の指定はありませんが、氏名、住所、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、提出してください。

○提出された意見は、個人情報を除いて原則公表となります。

【お問い合わせ先】企画課 まちづくり推進室 ☎22-3124